

(地一様式3)注意事項

- 有効期間（令和3年5月31日）を過ぎた場合、地域限定クーポンは使用できません。
- 地域限定クーポンと現金の交換・売買は禁止されています。
また、釣り銭を出すことは出来ませんので、販売額を上回る利用をお勧めしてください。
- 地域限定クーポンは以下のものは使用対象になりません。
 - A 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
 - B 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、飲食店等が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - C たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
 - D 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - E 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
 - F 会費、商品及びサービスの引換金代金
 - G 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - H 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
 - I 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - J その他、各飲食店及び秋田県が適当と認めないもの
- ※上記の禁止行為、使用対象にならないものによる地域限定クーポンの使用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。
- ※地域限定クーポンの使用できないものを独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭への掲示、その他の方法により、利用者が予め認識できるように明示してください。
- 使用される地域限定クーポンが偽造されたものでないか確認してください。明らかに偽造された地域限定クーポンと判別できる場合は、地域限定クーポンの受け取りを拒否し速やかに警察へ通報するとともに、コールセンター（電話番号：0120-310-012）へご連絡願います。
- 宿泊等の実態を伴わずに授受した地域限定クーポンを換金する行為は、詐欺罪等法令違反にあたる場合があります。そのような情報が寄せられた場合、所管官庁に通報します。
- 取引により地域限定クーポンを受け取ったときは、利用加盟店控（小）を切り取ってください。
- ※使用済み地域限定クーポンを換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、利用加盟店控（小）による照合が必要となるため、入金確認を完了するまで大切に保管してください。